

観音寺市 介護予防訪問事業 サービスコード表 (国基準相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1111	介護予防訪問介護1 1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	1211	介護予防訪問介護1 2		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	2,349単位	2,349		
A2	1321	介護予防訪問介護1 3		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	3,727単位	3,727		
A2	2411	介護予防訪問介護2 1	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	1回につき	
A2	2511	介護予防訪問介護2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		179
A2	2621	介護予防訪問介護2 3			(二)所要時間45分以上の場合	220単位		220
A2	1411	介護予防訪問介護短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163		
A2	C211	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1 1	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C212	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1 2		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	23単位減算	-23		
A2	C214	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算1 3		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	37単位減算	-37		
A2	C216	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2 1	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	1回につき	
A2	C217	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2 2		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算		-2
A2	C218	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算2 3			(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算		-2
A2	C219	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2		
A2	6001	介護予防訪問介護同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき	
A2	6003	介護予防訪問介護同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15%減算			
A2	6002	介護予防訪問介護同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12%減算			
A2	8000	介護予防訪問介護特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8002	介護予防訪問介護特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	介護予防訪問介護小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8102	介護予防訪問介護小規模事業所加算回数			所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	介護予防訪問介護中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8112	介護予防訪問介護中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%加算		1回につき	

A2	4001	介護予防訪問介護初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算		100
A2	4002	介護予防訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算		200
A2	6102	介護予防訪問介護口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回 限度	
A2	6269	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1,000加算	1月につき	
A2	6270	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1,000加算		
A2	6271	介護予防訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1,000加算		
A2	6278	介護予防訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1,000加算		
A2	6279	介護予防訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1,000加算		
A2	6281	介護予防訪問介護ベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1,000加算			

## 日割り計算用サービスコード

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2111	介護予防訪問介護11日割	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	39単位	1日につき	
A2	2211	介護予防訪問介護12日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	77単位		
A2	2321	介護予防訪問介護13日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	123単位		
A2	C220	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算11日割	イ 1週あたりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者、要支援1・2(週1回程度)	1単位減算		-1
A2	C213	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算12日割		(2)事業対象者、要支援1・2(週2回程度)	1単位減算		-1
A2	C215	介護予防訪問高齢者虐待防止未実施減算13日割		(3)事業対象者、要支援2(週2回を超える程度)	1単位減算		-1
A2	8001	介護予防訪問介護特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		
A2	8101	介護予防訪問介護小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		
A2	8111	介護予防訪問介護中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		